

令和 6 年度 第 7 回川崎市危険物等保安審議会会議録

- 1 会議名 川崎市危険物等保安審議会
- 2 開催日 令和 6 年 1 0 月 2 1 日（月）
- 3 場 所 消防局 6 階 作戦室
- 4 出席者 委員（12 名）
小菅会長、土門副会長、伊藤委員、鶴田委員、寺田委員、
福田委員、田島委員、経塚委員、中原委員、美和委員
野中委員、山火委員
事務局（3 名）
大和田係長、和泉係員、杉山係員

5 公開・非公開の別 公 開

6 傍聴者の数 0 名

7 議 題

- （1）令和 6 年度第 6 回川崎市危険物等保安審議会会議録の確認
- （2）「（仮題）自主検査ガイドライン」の作成について
- （3）その他

8 審議経過

【小菅会長】

令和 6 年度第 7 回川崎市危険物等保安審議会を開会します。

まず初めに、10 月から新任となられる山火委員から挨拶を頂戴したいと思います。

（山火委員から就任の挨拶があった。）

（会長から開催の挨拶があった。）

本日の配布資料の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

（配布資料の説明を行った。）

【小菅会長】

令和 6 年度第 6 回川崎市危険物等保安審議会の会議録について、皆様から意見等がありますか。

意見等はないようですので前回の会議録を承認することとします。

続いて、「（仮題）自主検査ガイドライン」の作成について議題に入ります。

本日の審議の進め方についての説明を事務局からお願いします。

【事務局】

前回の審議から全体会議とし、各担当者がシートの内容について説明を行い、皆様からご意見をいただきました。会議後に説明をしていただいた各担当者はシートを持

ち帰り、会議時の意見等を踏まえて仕上げ作業を行い、事務局へシートを返信していただきました。今回も引き続き全体会議としますが、冒頭に前回発表していただいた各委員から仕上げ作業を行っていただいたシートの説明をしていただき、追加のご意見等がありましたら、その内容を反映させて最終的な仕上げとしていきたいと思います。

前回発表していただいた各担当者の説明が終わりましたら、引き続きA班の担当者から説明をしていただきたいと思います。

【小菅会長】

それでは前回発表のA班の担当者から説明をお願いします。

(事務局がシートをスクリーンに映し出し、検討を実施。)

【鶴田委員】

まず、「自動火災報知設備」の説明から行います。総合盤の写真を追加しました。その他、点検着眼点の文言の最後に「。」を付けていたので削除し、法参考では条文と内容のセルを分ける修正を行いました。

次に、「消火器以外の消火設備」の説明を行います。点検着眼点の文言の最後に「。」を付けていたので削除しました。その他、企業参考のポンプ名称を消火栓用エンジンポンプに修正しました。

【福田委員】

「消火器以外の消火設備」について、「標識」の写真に写っている文字が潰れているので修正をしてください。

(事務局がその場でシートの修正を実施。)

【鶴田委員】

最後に、「消火器」の説明を行います。点検着眼点の文言の最後に「。」を付けていたので削除しました。その他、設備位置に関する写真を追加し、法参考の条文を追加しました。

【土門副会長】

消火器の種類は他にもあるかと思いますが、写真を追加することはできますか。

【鶴田委員】

写真を準備し、追加します。

【事務局】

次に、A班の伊藤様からご説明をいただきたいと思います。

【伊藤委員】

まず、「アース」の説明を行います。企業参考に接地抵抗の基準値を追加しました。

次に、「配線」の説明を行います。企業参考に点検時に感電の恐れがあるので注意が

必要な旨を追加しました。その他、法参考の「労衛則」の記載について、一般的には「安衛則」が使用されているので修正をしていただけますか。

(事務局がその場でシートの修正を実施。)

【事務局】

次に、A班の中原様からご説明をいただきたいと思います。

【中原委員】

まず、「架台等（屋内貯蔵所）」から説明を行います。シート左上の写真にラックの材質を追加しました。その他、法参考の危政令と危規則の順番が逆でしたので入れ替えました。

【土門副会長】

法参考のセルを正しく入力してください。条文を1つのセルとし、内容については別セルとして修正をしてください。

【中原委員】

次に、「その他（貯蔵時の物品間の間隔）」の説明を行います。写真の修正をしました。前回までの写真は区画線の表示がありませんでしたが、写真の提供をいただき、区画線と1メートル以上間隔がとれていることが分かる写真に修正をしました。

【伊藤委員】

修正した写真を点検箇所の写真で使用するのではなく、事例箇所の写真として前回の写真を改善前、修正写真を改善後とした方が良いと思います。

【中原委員】

点検箇所の写真ではなく、事例箇所の写真として修正します。

【小菅会長】

前回発表の各担当者の説明が終わりましたので、続いてA班の弊社から説明を行います。事前に土門副会長より、今回説明者のシートについて「成果物見直し」に関わる資料をいただいておりますので、資料を確認しながらご意見をいただければと思います。

まず、「屋根板（屋内タンク貯蔵所）」から説明を行います。点検項目については、点検表における小項目が「屋根板」となっていますので、その旨の表記としています。

事例箇所については、板金補修をした写真を載せています。その他、「成果物見直し」資料には放爆マンホールの写真を載せた方が良くとありますのでご意見いただければと思います。

【土門副会長】

放爆マンホールについて事務局からご意見をいただきたいと思います。

【事務局】

屋外タンクの構造については、危政令第11条第1項第6号に記載があります。放爆構造は底板と側板との溶接より、屋根板と側板との溶接が弱い構造が求められてい

ます。その構造の証明が出来ない場合、川崎市危険物関係法令等審査基準では、破裂板や安全弁等により、上昇した圧力を有効に放出することができるものであれば、放爆構造の代替措置として認めています。当該マンホールの設置が放爆構造になるわけではありません。

【土門副会長】

分かりました。マンホールについての記載ではなく、点検着眼点には放爆構造を満たしている旨の記載をしていただければと思います。

【小菅会長】

点検着眼点には放爆構造についての表記を追加します。その他、企業参考における「事故扱い」の表記は削除します。

次に、「底板（屋内タンク貯蔵所）」の説明を行います。点検項目について、点検表小項目には「底板（アニュラ板を含む）」という記載がありますが、アニュラ板を含めた方が良いのかご意見をいただきたいです。

【土門副会長】

企業参考のアニュラ板の表記があるので、シート内の右上の図にアニュラ板の表記を入れた方が良いと思います。

【事務局】

アニュラ板については、環状型の底板の一部で側板最下段の板厚が15mmを超える場合に設けることになっています。15mmを超えない場合は環状底板と呼んでいます。また、小型のタンクについては、底板が環状型となっていないスケッチタイプもありますので、アニュラ板の表記については「底板等」で総称して良いかと思えます。

【小菅会長】

企業参考のアニュラ板の表記については、「底板等」とし、右上の図についても外側に張り出している部分について「底板等」と表記します。その他、企業参考と法参考の順番を入替え、法参考②「昭和54年12月25日付け消防令第169号（屋外タンク貯蔵所の地震対策について）」は通知になりますので、その他参考に記載します。通知の内容は別紙で確認できるようにします。

次に、「側板（屋内タンク貯蔵所）」の説明を行います。点検着眼点の「減肉していないか」という表記について、点検表に「減肉」の記載はないので企業参考に点検方法を記載した方が良いか、ご意見をいただきたいと思えます。

【土門副会長】

測定器具等を用いて板厚の測定を行っていれば、企業参考に記載した方が良いと思えます。

【小菅会長】

企業参考に減肉に係る板厚測定の内容を記載します。

次に、「マンホール」の説明を行います。点検着眼点について、「隙間」等がないかという表記を追加します。その他、企業参考の「知らせ穴」については、①と②の内

容が類似しているので、①に追加した形で表記するようにします。

【土門副会長】

法参考について、危政令第11条第1項第4号の鋼板その他の材料に係る条文にマンホールも関係すると思いますので追加してはどうでしょうか。

【事務局】

危政令第11条第1項第4号については、タンク本体について記載している内容ですが、マンホール部についても、タンク本体に含めてよいと解釈します。

【小菅会長】

マンホールに係る法参考については、記載したことにより分かりづらい内容となる場合もあるで、記載しないでもいいかもしれません。

最後に、「その他（手すり、足場）」の説明を行います。点検項目について、点検表の小項目の記載には、「点検歩廊」という表記がありますので、この表記にした方が良いか、ご意見をいただきたいです。

【事務局】

「点検歩廊」という法律の用語はありませんが、申請書等には「点検架台」という表記になることが多いです。

【小菅会長】

点検項目は「その他（点検架台）」と表記するようにします。また「足場」で表記されている箇所は、「点検架台」に統一するようにします。その他、点検着眼点の「点検架台」に穴あきはないかという表記について、水抜き穴は必要になるので、どのように表記にした方が良いか、ご意見をいただきたいです。

【土門副会長】

安衛則に「床面に3cm以上の穴はないか」という内容があります。

【小菅会長】

点検着眼点には通常では想定されない穴を記載するので、「腐食による穴はないか」という表記に修正したいと思います。

【土門副会長】

手すりの高さは、建築基準法施行令第126条等を用いて設計している内容を企業参考に記載した方がよいと思います。

【小菅会長】

手すりの高さについては、高さの基準となる設計仕様等を企業参考に記載します。

【事務局】

次に、B班の野中様からご説明をいただきたいと思います。

【野中委員】

まず、「基礎」から説明を行います。「成果物見直し」資料には事例箇所の基礎補修の写真にタンク犬走り、コンクリートリングのコメントを追記する旨の記載がありますので、追加したいと思います。その他、法参考に危規則の「基礎及び地盤」に係る内容を追加しました。その他参考の「昭和54年12月25日付け消防危第169号

（屋外タンク貯蔵所の地震対策について）」はレゾナック様の底板と同じ通知になりますので、表現を統一します。

【小菅会長】

消防危第169号の通知はボリュームが多いので、シートの内容が通知のどこに該当するのか記載をしてください。

【野中委員】

その他参考について、通知の該当箇所を記載するようにします。

次に、「支柱」の説明を行います。写真について、不鮮明な部分がありましたので解像度等を調整して、鮮明度を上げました。その他、「平成10年3月16日付け消防危第29号」の通知は法参考ではなく、その他参考に記載しました。

【福田委員】

この消防危第29号通知は耐火施工の減免に係る内容なので、記載する必要はないと思います。

【小菅会長】

参考の内容として、消防危第29号通知は記載しても良いかと思います。

【野中委員】

分かりました。消防危第29号通知はその他参考に記載するようにします。

最後に、「排水溝」の説明を行います。写真について、不鮮明な部分がありましたので解像度等を調整して、鮮明度を上げました。その他、「成果物見直し」資料により、赤字で企業参考、法参考及びその他参考の内容を追加しました。

【土門副会長】

事例箇所写真のA及びBの表示は分かりづらくなってしまうので記載しなくて良いかもしれません。その他参考には川崎市のHPに掲載されている「囲い等」の内容を記載していますが、事務局からご意見はありますか。

【事務局】

シートの事例写真では詳細の大きさ、深さは分かりませんが、川崎市HP掲載の「囲い等」の内容と一致している部分はありますので、その他参考に記載して問題ないと思います。

【小菅会長】

今回、説明を行った委員は、審議の内容を踏まえ、シートの仕上げ作業を行い、事務局へ送信してください。

その他、御意見等はないようですので、事務局から次回開催についてのお知らせをお願いします。

【事務局】

次回開催は11月11日（月）の開催を予定しております。開催場所は本日と同様6階作戦室での開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

【小菅会長】

これで令和6年度第7回川崎市危険物等保安審議会を閉会いたします。